

発電所の運転・建設および廃止措置状況の概要

(令和6年3月1日～7月4日)

令和6年7月4日
福井県防災安全部
原子力安全対策課

1. 運転・建設状況の概要

[添付－1]

今期間の運転状況は、計画外の原子炉停止や出力抑制はなかった。現在、県内発電所2基が定期検査を実施している。

(1) 定期検査を実施中の発電所

- ・敦賀発電所2号機：第18回定期検査（平成23年8月29日～）
- ・高浜発電所1号機：第28回定期検査（令和6年6月2日～）

(2) 今期間に定期検査を終了した発電所

- ・大飯発電所3号機：第20回定期検査（令和6年2月10日～令和6年5月2日）
- ・高浜発電所4号機：第25回定期検査（令和5年12月16日～令和6年5月21日）

2. 廃止措置状況の概要

- ・敦賀発電所1号機
第6回定期事業者検査を実施中（令和6年3月27日～）
- ・美浜発電所1、2号機
第6回定期事業者検査を実施中（令和6年3月19日～）
タービン建屋内等の2次系設備、原子炉周辺設備の解体撤去作業を実施中
- ・大飯発電所1、2号機
第3回定期事業者検査を実施中（令和6年1月4日～）
タービン建屋内等の2次系設備の解体撤去作業を実施中
- ・高速増殖原型炉もんじゅ
第4回定期事業者検査を実施中（令和6年3月18日～）
原子炉および炉外燃料貯蔵槽内のしゃへい体等の取出し作業を実施中
水・蒸気系等発電設備の解体撤去作業を実施中
- ・新型転換炉原型炉ふげん
第4回定期事業者検査を実施（令和6年1月10日～令和6年5月23日）
原子炉建屋内および原子炉補助建屋内の機器等の解体撤去作業を実施中

3. 特記事項

(1) 発電用原子炉施設に係る新規規制基準への対応等について

日本原電および関西電力は、平成 25 年 7 月の新規規制基準施行以降、原子力規制委員会に対し、県内の原子力発電所 8 基^{*1}の基準適合性に係る申請^{*2}を行い、これまで敦賀発電所 2 号機を除く 7 基の審査が終了している。

^{*1}：敦賀発電所 2 号機、美浜発電所 3 号機、大飯発電所 3、4 号機、高浜発電所 1～4 号機

^{*2}：原子炉設置変更許可（設備や体制等の基本設計・方針等の審査）、工事計画認可（原子炉施設の詳細設計の審査）、保安規定変更認可（運転管理、手順、体制等の審査）

(2) 美浜発電所の原子炉設置変更許可申請について

（3 号機の減容した燃料用内挿物の保管場所変更）

（資料 3-1 p. 95）

関西電力は、令和 6 年 4 月 15 日、美浜発電所 3 号機の使用済燃料ピットに貯蔵している減容済みの燃料用内挿物（バーナブルポイズン^{*}）を専用容器に収納し、蒸気発生器保管庫で保管するため、原子力規制委員会に対し、蒸気発生器保管庫の保管対象物の変更等について原子炉設置変更許可申請を行った。

^{*}：中性子吸収物質を金属製の管に封入したもので、原子炉の出力を調整するために燃料集合体に挿入して使用

(3) 高浜発電所の原子炉設置変更許可について

（3、4 号機の蒸気発生器取替計画、保修点検建屋設置計画）

（資料 3-1 p. 97）

関西電力は、令和 5 年 4 月 25 日に原子力規制委員会に提出した高浜 3、4 号機の蒸気発生器取替計画および高浜発電所保修点検建屋設置計画に係る原子炉設置変更許可申請について、令和 6 年 2 月 13 日および 4 月 11 日、審査会合等での指摘を踏まえ、記載内容の適正化等を行った補正書を提出した。

その後、原子力規制委員会は、6 月 5 日、原子炉設置変更を許可した。

(4) 美浜発電所、高浜発電所、大飯発電所の使用済燃料乾式貯蔵施設の設置計画に係る国への申請了承について

（資料 3-1 p. 122）

令和 6 年 2 月 8 日に関西電力から県、美浜町、おおい町および高浜町に対し、安全協定に基づく事前了解願いが提出された各発電所の使用済燃料乾式貯蔵施設の設置計画について、県は 3 月 14 日に戸嶋美浜町長、野瀬高浜町長、中塚おおい町長と意見交換を実施した。各町長からは、乾式貯蔵の安全性についての一定の理解と申請了承する考えが示された。また、国や事業者に対し、使用済燃料対策ロードマップの確実な実行、乾式貯蔵について規制委員会による厳格な審査や地域住民への広報、地域振興や課題解決に向けた取組みが必要との意見が出された。県は翌 15 日、関西電力の水田原子力事業本部長に対し、これらの意見に対する考え方等を確認した。水田本部長からは、六ヶ所再処理工場の竣工実現に向けて取組みを一層加速するとともに県内全域での広報を強化することや搬出時期について、今後の国の審査を経て施設の規模や配置を確定した上で具体的な検討をできるだけ速やかに進め、搬出時期の考え方を示すこと、立地地域の課題解決に主体的・継続的に取り組んでいく等の考えが示された。これに対し県は、県原子力安全専門委員会での技術的な議論、県原子力環境安全管理協議会における地域や団体からの意見、県議会の議論、立地町における意見を踏まえ、事前了解願いについて、国への申請を行うことを了承した。

これを受け、関西電力は、同日、原子炉等規制法に基づき、原子力規制委員会に対し高浜発電所の第一期分の原子炉設置変更許可申請を行った。

県としては、今後、使用済燃料対策ロードマップの実行状況、規制委員会による審査結果、具体的な搬出時期の考え方、立地地域の振興や課題解決に向けた取組みについて、事業者や国の対応を確認した上で、県議会、立地町、県原子力環境安全管理協議会での意見、県原子力安全専門委員会での議論を踏まえ、事前了解について総合的に判断していく。

(5) 高浜発電所 1 号機および 2 号機の炉内構造物取替計画に係る事前了解願いについて

（資料 3-1 p. 127）

令和 6 年 5 月 28 日、県および高浜町は、関西電力から、高浜発電所 1、2 号機の炉内構造物取替計画について、「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書」に基づき、事前了解願いの提出を受けた。

県としては、安全最優先に対応していく。

＜事前了解願いの概要＞

海外で発生したバップルフォーマボルトの照射誘起型応力腐食割れ事象に鑑み、長期的な信頼性を確保するという観点から、予防保全対策として炉内構造物一式を取り替える。

また、取り外した1号機および2号機の炉内構造物等を保管するため、1号機および2号機共用の炉内構造物保管庫を設置する。

（6）高浜発電所3、4号機の運転期間延長認可について（資料3-1 p.136）

関西電力は、令和5年4月25日に原子力規制委員会に提出した運転期間延長認可申請および保安規定変更認可申請について、令和6年4月16日、審査会合等での指摘を踏まえ、記載内容の適正化等を行った補正書を提出した。

その後、原子力規制委員会は、5月29日、運転期間延長および保安規定変更を認可した。

（7）もんじゅのしゃへい体等取出し作業の中断に係る対応等について（資料3-1 p.141）

県は、令和6年4月17日、文部科学省と原子力機構から、昨年10月に中断したしゃへい体等取出し作業について、実施中の定期検査を踏まえ10月頃から今年度の作業を開始することや当初計画どおり2026年度に作業を完了できる見込みであること等について説明を受けた。また、原子力機構の組織全体の見直しに伴い、敦賀地区についても「もんじゅ」の廃止措置移行時の政府決定等で求められる機能は維持しながら、安全確保に関する現場のマネジメント力の一層強化などを進めるとの説明を受けた。

県としては、設備点検やしゃへい体等取出し作業に向けた準備を安全最優先で進めることや現場を重視した責任ある安全管理、工程管理体制の下で廃止措置を安全、着実に進めること等を求めた。

（8）国のエネルギー政策について

（基本政策分科会について）

総合資源エネルギー調査会基本政策分科会が開かれ（5/15 第55回、6/6 第56回）、知事は委員として、国が将来に必要な規模とその確保に向けた道筋などの原子力の将来像を明確に示す必要があること、事業者が安全対策に十分な投資を行える事業環境を整備すること、GX推進戦略や原子力基本法で示された原子力活用の方針、国の責務等を踏まえて、国が講ずべき施策をより具体化して次期エネルギー基本計画に反映すべきであること等の意見を述べた。

（原子力小委員会について）

令和6年6月25日、総合資源エネルギー調査会原子力小委員会の第39回会合が開かれ、知事は委員として、国は将来に必要な規模とその確保に向けた道筋など原子力の将来像を明確にする必要があること、六ヶ所再処理工場については、竣工目標実現に向けて、国は責任を持って事業者の取組状況を管理するとともに、原子力規制委員会も遅滞なく効率的に審査を行うなど、政府全体として取り組むことが重要である等の意見を述べた。

（9）県内原子力発電所の稼働実績について（令和5年度）（資料3-1 p.63）

令和5年度（2023年度）における県内原子力発電所（8基：773.8万kW）の稼働実績は、発電電力量約442.5億kWh、設備利用率は65.1%であった。このうち、稼働プラント7基（美浜3号機、大飯3、4号機、高浜1～4号機）の設備利用率は76.6%であった。

（10）県内原子力発電所の運転計画について（令和6年度）

令和6年度の県内原子力発電所8基の運転計画における設備利用率は平均で約74%である。また、原子力規制委員会において新規規制基準適合性に係る審査中の敦賀2号機を除いた7基（美浜3号機、大飯3、4号機、高浜1～4号機）の設備利用率は、平均で約85%である。

4. 安全協定に基づく異常事象の報告

今期間、安全協定に基づき報告された異常事象は1件あった。また、周辺環境への放射能の影響はなかった。

(a) 今期間、安全協定に基づき報告された異常事象（1件）

件番	発電所名	件名	国への報告区分
①	大飯3号機 発生 (R 6. 3. 1) 終結 (R 6. 3. 4) [資料 No. 3-1 P. 61]	原子炉格納容器内での協力会社作業員の負傷 ・ 第20回定期検査中の原子炉格納容器内において、2月27日に1次冷却材ポンプのシール部取外作業に従事していた作業員が、シール部と専用工具の間に左手を挟み負傷した。 ・ 原因は、専用工具の上昇操作中にシール部と専用工具が引っ掛かり、その状態で作業員がシール部に手を添えたところ、引っ掛かりが外れて専用工具が跳ね上がり、手を挟んだものと推定した。 ・ 対策として、シール部と専用工具が引っ掛かった場合は、専用工具を下げ、引っ掛かりを解消した上で、状況確認を行うこと等を作業手順書に明記した。	—

(b) 以前に報告された異常事象について、原因対策等が報告されたもの（1件）

件番	発電所名	件名	国への報告区分
②	敦賀2号機 発生 (R 6. 2. 26) 終結 (R 6. 2. 29) [資料 No. 3-1 P. 59]	敦賀発電所2号機 A—ディーゼル発電機の運転上の制限の逸脱 ・ 第18回定期検査中の2月26日17時27分頃、原子炉補機冷却海水系B系の点検を行っていたところ、誤って通水中のA系のマンホールフランジ部のボルトをゆるめたため、内部から海水が漏れ出した。 ・ 復旧にあたり、A系を停止することから、同系の海水を冷却水として使用しているA—ディーゼル発電機を待機除外とし、同日19時11分に保安規定の運転上の制限を満足していない状態にあると判断した。 ・ その後、A系の復旧を行い、A—ディーゼル発電機を待機状態とし、2月29日11時03分に保安規定の運転上の制限を満足する状態に復帰した。 ・ 調査の結果、作業監督不在時の監督権限を有する作業班長が、作業初日分のB系のマンホールの開放後、翌日分のB系のマンホール開放作業の前倒しを判断したが、それらの場所を把握しておらず、誤ってA系のマンホールを開放したことがわかった。 ・ 対策として、当日予定されていない作業は実施しないこと、および監督権限を有する作業班長は、作業前に点検対象機器を確認することを社内規程に反映した。	—

《添付資料》

1. 原子力発電所の運転および廃止措置状況

(p. 添付 1-1)

原子力発電所の運転および廃止措置状況

原子力安全対策課
令和6年7月4日現在

1. 運転中のプラント（設備容量 8基 計 773.8万kW）

項 目 発電所名		現 状	利用率・稼働率（％）		発電電力量（億 kWh）	
			令和5年度	運開後累計	令和5年度	運開後累計
日本原子力発電(株) 敦賀発電所	2号機	定期検査中 (H23.8.29～未定)	0.0 0.0	50.6 50.6	0.0	1,922.9
関西電力(株) 美浜発電所	3号機	運転中 (起動：R6.1.18、並列：R6.1.20 営業運転再開：R6.2.14)	105.1 100.0	55.8 56.2	18.9	1,923.5
関西電力(株) 大飯発電所	3号機	運転中 (起動：R6.4.5、並列：R6.4.7 営業運転再開：R6.5.2)	94.3 92.6	66.6 66.2	24.2	2,239.8
	4号機	運転中 (起動：R5.10.25、並列：R5.10.27 営業運転再開：R5.11.21)	102.9 100.0	71.2 70.6	26.5	2,313.6
関西電力(株) 高浜発電所	1号機	定期検査中 (R6.6.2～R6.9月下旬予定)	71.5 68.6	52.9 53.2	12.8	1,899.5
	2号機	運転中 (起動：R5.9.15、並列：R5.9.20 営業運転再開：R5.10.16)	104.9 100.0	53.3 53.7	18.9	1,878.2
	3号機	運転中 (起動：R5.12.22、並列：R5.12.25 営業運転再開：R6.1.23)	106.2 100.0	70.8 69.7	20.1	2,130.6
	4号機	運転中 (起動：R6.4.23、並列：R6.4.26 営業運転再開：R6.5.21)	74.8 71.7	70.2 69.2	14.2	2,090.6
合 計			80.5 79.1	60.8 60.3	136.0	16,399.3

(注1) 利用率・稼働率・電力量は令和6年6月末現在、累計は営業運転開始以降。また、利用率・稼働率は四捨五入、電力量は切り捨て

$$(\text{上段}) \text{ 設備利用率} = \frac{\text{発電電力量}}{\text{認可出力} \times \text{暦時間}} \times 100 (\%)$$

$$(\text{下段}) \text{ 時間稼働率} = \frac{\text{発電時間}}{\text{暦時間}} \times 100 (\%)$$

2. 各発電所の特記事項（令和6年3月1日～7月4日）

（1）運転中のプラント

発電所名	状況
美浜3号機	運転中（R6.2.14～） ・原子炉起動（R6.1.18 13:00）、並列（R6.1.20 18:00）、営業運転開始（R6.2.14 14:30） ・次回定期検査の予定（R7.3 上旬）
大飯3号機	運転中（R6.5.2～） ・原子炉起動（R6.4.5 21:00）、並列（R6.4.7 17:00）、営業運転開始（R6.5.2 15:30） ・次回定期検査の予定（R7.6 上旬）
大飯4号機	運転中（R5.11.21～） ・原子炉起動（R5.10.25 21:00）、並列（R5.10.27 17:00）、営業運転開始（R5.11.21 16:00） ・次回定期検査の予定（R6.12 中旬）
高浜2号機	運転中（R5.10.16～） ・原子炉起動（R5.9.15 15:00）、並列（R5.9.20 15:00）、営業運転開始（R5.10.16 16:30） ・次回定期検査の予定（R6.11 上旬）
高浜3号機	運転中（R6.1.23～） ・原子炉起動（R5.12.22 12:00）、並列（R5.12.25 17:00）、営業運転開始（R6.1.23 16:50） ・次回定期検査の予定（R7.1 中旬）
高浜4号機	運転中（R6.5.21～） ・原子炉起動（R6.4.23 20:00）、並列（R6.4.26 17:15）、営業運転開始（R6.5.21 16:50） ・次回定期検査の予定（R7.5 下旬）

（2）停止中のプラント

発電所名	状況
敦賀2号機	第18回定期検査中（H23.8.29～未定） ・発電停止（H23.5.7 17:00）、原子炉停止（H23.5.7 20:00） 安全性向上対策工事（完了時期未定）
高浜1号機	第28回定期検査中（R6.6.2～R6.9 下旬） ・発電停止（R6.6.2 10:04）、原子炉停止（R6.6.2 13:00）

（3）廃止措置中のプラント

発電所名	状況
敦賀1号機	廃止措置中（H29.4.19～） ・液体毒物注入系の解体撤去作業中（R5.12.1～R6.3.22） 第6回定期事業者検査（R6.3.27～R7.3 上旬予定）
美浜1号機 美浜2号機	廃止措置中（H29.4.19～） ・2次系設備の解体撤去作業中（1号 H30.4.2～、2号 H30.3.12～） ・原子炉周辺設備の解体撤去作業中（R4.10.24～） 第6回定期事業者検査（R6.3.19～R6.8 中旬予定）
大飯1号機 大飯2号機	廃止措置中（R元.12.11～） ・2次系設備の解体撤去作業中（R2.4.1～） 第3回定期事業者検査（R6.1.4～R6.7 中旬予定）
もんじゅ	廃止措置中（H30.3.28～） ・原子炉および炉外燃料貯蔵槽内のしゃへい体等の取出し作業を実施中（R5.6.2～） ・水・蒸気系等発電設備の解体撤去作業中（R5.7.3～） 第4回定期事業者検査（R6.3.18～R7.4 下旬予定）
ふげん	廃止措置中（H20.2.12～） ・原子炉建屋内機器等の解体撤去作業中（R4.12.26～） 第4回定期事業者検査（R6.1.10～R6.5.23）

3. 原子力規制委員会への申請状況（令和6年7月4日時点）

（1）新規制基準適合性に係る申請を実施中のプラント

発電所名	申請	申請日	補正書提出日	許認可日
敦賀2号機	原子炉設置変更許可	H27.11.5	R5.8.31	-
	工事計画認可	-	-	-
	保安規定変更認可	H27.11.5	-	-

（2）発電所の高経年化に係る申請を実施中のプラント

発電所名	申請	申請日	補正書提出日	許認可日
高浜1号機	保安規定変更認可（50年目）	R5.11.2	-	-
高浜3、4号機	運転期間延長認可（40年目）※	R5.4.25	R6.4.16	R6.5.29
	保安規定変更認可（40年目）	R5.4.25	R6.4.16 R6.5.8	R6.5.29
大飯3、4号機	長期施設管理計画認可（30年目）	R5.12.21	R6.5.31	R6.6.26

※ 現行の原子炉等規制法において、運転期間は40年とされているが、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けることで、1回に限り20年を上限として延長が可能とされている。

4. 燃料輸送実績（令和6年3月1日～7月4日）

＜新燃料輸送＞

発電所名	概要
高浜4号機	新燃料集合体36体を米国フラマトム社より受け入れ（6月27日）

＜使用済燃料輸送＞

なし

5. 低レベル放射性廃棄物輸送実績（令和6年3月1日～7月4日）

なし

新規制基準適合審査等に係る許認可の実績

1. 新規制基準適合性に係る申請

発電所		申請	申請日	補正書提出日	許認可日
美浜	3号機	原子炉設置変更許可	H27. 3. 17	H28. 5. 31, H28. 6. 23	H28. 10. 5
		工事計画認可	H25. 11. 26	H28. 2. 29, H28. 5. 31, H28. 8. 26, H28. 10. 7	H28. 10. 26
		保安規定変更認可	H27. 3. 17	R 元. 7. 31	R 2. 2. 27
大飯	3、4号機	原子炉設置変更許可	H25. 7. 8	H28. 5. 18, H28. 11. 18, H29. 2. 3, H29. 4. 24	H29. 5. 24
		工事計画認可	H25. 7. 8 H25. 8. 5 ^{※1}	H28. 12. 1, H29. 4. 26, H29. 6. 26, H29. 7. 18, H29. 8. 15	H29. 8. 25
		保安規定変更認可	H25. 7. 8	H28. 12. 1, H29. 8. 25	H29. 9. 1
高浜	1、2号機	原子炉設置変更許可	H27. 3. 17	H28. 1. 22, H28. 2. 10, H28. 4. 12	H28. 4. 20
		工事計画認可	H27. 7. 3	H27. 11. 16, H28. 1. 22, H28. 2. 29, H28. 4. 27, H28. 5. 27	H28. 6. 10
		保安規定変更認可	R 元. 7. 31	-	R 3. 2. 15
	3、4号機	原子炉設置変更許可	H25. 7. 8	H26. 10. 31, H26. 12. 1, H27. 1. 28	H27. 2. 12
		工事計画認可	H25. 7. 8 H25. 8. 5 ^{※2}	H27. 2. 2, H27. 4. 15, H27. 7. 16, H27. 7. 28	H27. 8. 4
			H25. 7. 8 H25. 8. 5 ^{※2}	H27. 2. 2, H27. 4. 15, H27. 9. 29	H27. 10. 9
		保安規定変更認可	H25. 7. 8	H27. 6. 19, H27. 9. 29	H27. 10. 9
	1～4号機	原子炉設置変更許可 ^{※3}	R 元. 9. 26	R 2. 8. 20	R 2. 12. 2
		工事計画認可 ^{※3}	R 2. 10. 16	-	R 3. 2. 8

※1 H28. 12. 1の補正書にH25. 8. 5の申請内容を含めたため、H25. 8. 5の申請を取り下げた。

※2 H27. 2. 2の補正書にH25. 8. 5の申請内容を含めたため、H25. 8. 5の申請を取り下げた。

※3 津波警報が発表されない可能性のある津波への対応に係るもの

特定重大事故等対処施設の設置^{※1}に係る申請

発電所		申請	申請日	補正書提出日	許認可日	設置期限日
美浜	3号機	原子炉設置変更許可	H30. 4. 20	R 2. 4. 1, R 2. 5. 22	R 2. 7. 8	運用開始 R 4. 7. 28
		工事計画認可	R 2. 7. 10	R 3. 3. 24, R 3. 3. 31	R 3. 4. 6	
		保安規定変更認可	R 3. 9. 17	R 4. 2. 24, R 4. 3. 24	R 4. 3. 25	
大飯	3、4号機	原子炉設置変更許可	H31. 3. 8	R 元. 12. 26, R 2. 2. 5	R 2. 2. 26	3号運用開始
		工事計画認可 ^{※2}	R 2. 3. 6 R 2. 8. 26	R 2. 4. 14, R 2. 12. 14 R 3. 4. 30, R 3. 8. 13	R 2. 12. 22 R 3. 8. 24	R 4. 12. 8 4号運用開始
		保安規定変更認可	R 3. 9. 17	R 4. 2. 24	R 4. 3. 24	R 4. 8. 10
高浜	1、2号機	原子炉設置変更許可	H28. 12. 22	H29. 4. 26, H29. 12. 15	H30. 3. 7	1号運用開始 R 5. 7. 14 2号運用開始 R 5. 8. 31
		工事計画認可 ^{※2}	H30. 3. 8	H30. 10. 5, H31. 2. 19, H31. 3. 20, H31. 4. 9, H31. 4. 19	H31. 4. 25	
			H30. 11. 16	R 元. 5. 31, R 元. 8. 2, R 元. 8. 21	R 元. 9. 13	
			H31. 3. 15	R 元. 8. 2, R 元. 9. 27	R 元. 10. 24	
			R 元. 5. 31	R 元. 12. 25, R 2. 2. 13	R 2. 2. 20	
		保安規定変更認可	R 4. 5. 23	R 4. 12. 2	R 5. 1. 13	
	3、4号機	原子炉設置変更許可	H26. 12. 25	H28. 6. 3, H28. 7. 12	H28. 9. 21	3号運用開始 R 2. 12. 11 4号運用開始 R 3. 3. 25
		工事計画認可	H29. 4. 26	H30. 12. 21, H31. 4. 26, R 元. 7. 17, R 元. 7. 30	R 元. 8. 7	
		保安規定変更認可	R 2. 4. 17	R 2. 9. 8, R 2. 9. 17, R 2. 9. 28	R 2. 10. 7	

※1 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズム等により、原子炉を冷却する機能が喪失し、炉心が著しく損傷した場合に備えて、格納容器の破損を防止するための機能を有する施設
本体施設の工事計画認可から5年間の経過措置期間（法定猶予期間）までに設置することが要求されている。

※2 複数回に分割して申請

2. 発電所の高経年化に係る申請

発電所		申請	申請日	補正書提出日	認可日
美浜	3号機	運転期間延長認可（40年目） [※]	H27. 11. 26	H28. 3. 10, H28. 5. 31, H28. 8. 26, H28. 10. 28	H28. 11. 16
		保安規定変更認可（40年目）			
高浜	1、2号機	運転期間延長認可（40年目） [※]	H27. 4. 30	H27. 7. 3, H27. 11. 16, H28. 2. 29, H28. 4. 27, H28. 6. 13	H28. 6. 20
		保安規定変更認可（40年目）			

※ 現行の原子炉等規制法において、運転期間は40年とされているが、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けることで、1回に限り20年を上限として延長が可能とされている。